

【該当する方のみ提出】

⑥ 控除関係書類 添付用紙

奨学金ガイドブックP21・P27 参照

所属 学部	法	文	経営	国際	人環	CD	テ工	GIS
	経済	社会	現福	スポ	理工	生命	情報	
	学生証番号		フリガナ					
			氏 名					

- ※ 同一生計内の家族に下記「対象チェックリスト」に該当する方がいる場合、提出する事で所得金額から控除が受けられます。添付書類の提出がない場合には控除はできません。
- ※ 下記「対象チェックリスト」の該当する項目に を入れ、必要書類を提出してください。
- ※ り災（被災）証明書・盗難届証明書以外はコピーで結構です。添付書類は、この用紙を表紙にして左上をホチキス留めしてください。

対象チェックリストと提出書類

- 障がいのある方、または要介護3以上の認定を受けている方がいる。
 - ・「障がい者手帳」「各種認定証」「介護認定証」等、認定内容のわかる書類
- 家計支持者（父母のうち最も収入の高い方）が業務の都合により単身赴任している。
 - ・住居費、光熱水費の「領収書」（1カ月分）
 - ・銀行引き落としやカード決済の場合は通帳の該当部分とその「請求書」・「契約書」
 - ・給与天引きの場合は「給与明細書」
 - *いずれも勤務先の会社等が負担している分は対象外です。
- 長期療養中の方（申請時において6カ月以上療養中、または今後も含め6カ月以上の療養が必要な方）がいる。
 - ・別紙「長期療養費計算書」（直近6カ月分の領収書を添付）
 - ・長期療養が見込まれるが療養開始から6カ月経過していない場合は、6カ月以上の療養が見込まれる旨が明記されている「診断書」と「長期療養費計算書」に申込時点までの領収書を添付。
（公害疾病認定・特定疾患医療認定等を受けている方はその認定証を診断書に代えることができます。）
- 2017年1月以降、火災・風水害・盗難等の被害に遭遇し、長期にわたり家計の支出増または収入減があった。
 - ・「り災（被災）証明書」または「盗難届証明書」（コピー不可）とその被害による1年分の支出額や減収額がわかる書類
 - *保険、損害賠償等によって補填された金額は控除額からのぞきます。